

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。なお、各設問はいずれも記載内容が相互に関係のないものとして解答すること。

【事例】 平成 25 年 3 月 3 日、X は、Y との間で土地甲を Y に売却する売買契約を締結した（以下「本件売買契約」という。）。土地甲の引渡日は、同年 4 月 3 日とされていたため、同日、X は、Y に対して土地甲の引渡しを終えた。ところが、Y は、引渡日から半年が経過しても土地甲の代金を支払わない。そこで、X は、同年 10 月 23 日、Y を相手として本件売買契約に基づき土地甲の売買代金 3,000 万円の支払請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。

【設問 1】 裁判所が証拠調べをした結果、本件売買契約において、土地甲の売買代金は X の主張するように 3,000 万円であるが、弁済期については平成 27 年 3 月 3 日とする合意があったことが判明した。この弁済期の合意については、どちらの当事者からも主張はなかったが、裁判所は、平成 26 年 7 月 2 日、X の請求を棄却する判決をした（本問において、「本判決」という。）。本判決の問題点を指摘しなさい。また、本判決の主文はどのような理由から導かれるかについて、あなたの意見を述べなさい。（配点 30 点）

【設問 2】 本件訴訟において、Y は、「土地甲を 3,000 万円で購入したことは認めるが、諸々の事情により土地甲の代金をいまずぐ用意できない。無い袖は振れない以上、請求棄却を求める。」旨を記載した答弁書を提出し、本件訴訟の第 1 回口頭弁論期日には出頭しなかった。他方、X は、第 1 回口頭弁論期日に出頭した際、土地甲の売買契約書を持参していたが、この売買契約書には、土地甲の売買代金は 2,800 万円と記載されていた。裁判所は、同期日をもって口頭弁論を終結し、X による 3,000 万円の売買代金請求をそのまま認容する判決をした（本問において、「本判決」という。）。本判決を論評しなさい。（配点 20 点）